

## 「臓器移植に関する法律」の改正案の比較

まず、現行法と 2006 年 3 月 31 日に上程された改正案 2 案（A、B 案）の比較を示す。B 案は意思表示年齢を 12 歳まで下げたこと以外、本質的に現行法と差はない。しかし、A 案は、提供者の年齢制限を撤廃し、本人の生前の書面による意思表示がない場合に家族の同意で臓器提供が認められる点で大きく異なっている。

	現行法	改正 A 案	改正 B 案
人の死	心臓の停止等の三兆候を基準とする。	三兆候死を人の死の原則として、脳死も人の死に含める。	心臓の停止等の三兆候を基準とする。
脳死	本人がドナーカード等の書面で提供の意思表示をした場合に限定して人の死と認める。	人の死と認める。 * 本人や家族が臓器提供に関わる脳死判定については拒否できる。	本人がドナーカード等の書面で提供の意思表示をした場合に限定して人の死と認める。
臓器提供要件	15 歳以上の本人の生前の書面の意思表示があった場合、家族が同意したときに認める。	<b>年齢制限なし</b> 本人の生前の書面の意思表示があり、家族が同意したときに認める 本人の生前の書面の意思表示のない時、家族の承諾のみで可能。	12 歳以上の本人の生前の書面の意思表示があった場合、家族が同意したときに認める。

上記に加え、A、B 案共に、運転免許証や健康保険証等に臓器提供意思記入欄を設けて普及啓発活動を強化と、親族への優先提供（偶者と親子間に限る）の認可の条項がある。

	改正A案	改正B案
臓器提供は増加するの か？	現状でも年間50例近い脳死臓器提供が見込まれ、現在よりもかなり多い患者の命を救うことができると予想される。	年間1-2例の12-15歳のドナーからの脳死臓器提供が増加する可能性がある（即ち現行法とほとんど変わらない）
小児の心臓移植・肺移植 可能年齢は引き下げられるか	家族の同意で提供可能であり、現状でも年間3-5例の移植が可能である。	心臓移植可能年齢が10歳から8歳程度に引き下げられるが、肺移植が変わらない
臓器提供の意思が活かされるのか？ （内閣府調査で、41.6%が脳死下臓器提供を同意しているが、意思表示カードの常時携帯者は2.6%に過ぎないというギャップを埋められるのか？）	書面だけでなく、口頭などで臓器提供の意思を示していた場合にも、最も近い存在である家族が、本人に代わり提供同意の表明を行うので、提供したいという意思が反映される。	現行法と全く変わらず、提供したいという意思のほとんどが反映されない。
海外渡航臓器移植は減る のか？	幾分海外渡航臓器移植が減少すると予想される。	形式上、小児の臓器提供を可能にすると、欧米諸国への移植の道が閉ざされる可能性が高い。 却って中国・東南アジア諸国への移植が増加する可能性がある。
欧米、台湾、韓国の臓器 移植法の違いはあるの か？	脳死判定を行うのに家族の同意を必要とする以外は、ほぼ同じになる。	生前の意思表示を必要とする国は日本だけである

以上より、移植を必要とする国民を救うためにも、また脳死後に臓器提供をしても良いという意思を反映するためにも、改正法A案しかしかないものとする。